

佐野市災害用移動通信機器購入

仕様書

令和8年5月

佐野市

第1 総則

1 適用範囲

本仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が調達する災害用移動通信機器の調達に関する一切について適用するものであり、受注者（以下「乙」という。）はこれに基づき納品を行う。

2 目的

本仕様書に定める機器は、甲が移動用通信機器として使用するものであり、携帯電話技術を活用した公共安全機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条第1号に掲げる機関及びこれに相当する機関をいう。以下同じ。）向けの通信システムである「公共安全モバイルシステム」を運用可能な市販の端末を調達するもので、すでに導入済みの佐野市災害情報共有システムと併せて運用することで、職員間及び災害対策本部との情報共有を密にし、的確な災害対応を実現することを目的とする。

3 法令の遵守

乙は、関係する諸法令を遵守し、納品に向け円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用適用は乙の責任において行うこと。

また、納入する端末は、電波法の無線設備規則、技術基準適合証明規則に適合し、総務省の指定証明機関による試験に合格した機器であること。

4 特許権の使用責任

乙は、本仕様書に基づく調達で、第三者の有する特許法、実用新案法もしくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講じるとともに、その使用について全責任を持つこと。

第2 概要

- 1 件名 佐野市災害用移動通信機器購入
- 2 品名 AndroidOS 搭載のスマートフォン
- 3 数量 80 台
- 4 仕様 別紙 機能仕様のとおり
- 5 納期 契約締結日から令和8年8月31日まで
- 6 納品場所 佐野市役所6階 危機管理課（栃木県佐野市高砂町1番地）
- 7 仕様書の解釈

契約締結後、本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図るものとする。

協議の議事録等は、乙がその都度作成して提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

8 検査及び試験

端末を納入する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は納入の際に端末の全数の起動試験を行い、甲の検査員（以下「検査員」とする。）から検査を受けること。
- (2) 検査において合格と認められないとき、乙は検査員の指定する期日までに、検査員の指示する事項を乙の負担において変更し、再検査を受けること。

9 検収等

外観、機能等の検査及び関係書類の検査に合格し、納品完了とする。

10 提出書類 説明書等

11 保証期間

納入した機器の保証期間は、機器の引渡しの日より1年間とする。当該期間内に生じた障害については、乙の責任において無償で修理するものとするが、以下

の場合はこの限りではない。

- (1) 甲又は第三者による輸送、移動時の落下・衝撃等の取り扱いが適正でないために生じた故障および損傷。
- (2) 甲又は第三者による使用上の誤り・不当な改造・修理による故障及び損傷
- (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障および損傷

12 その他

- (1) 本調達は、端末及び付属品の購入を契約の範囲とし、端末の設定及び通信契約は含めないものとする。
- (2) 本業務に明記なき事項又はその内容に疑義が生じた場合は、甲と協議の上、決定するものとする。

別紙 機器仕様

OS	Android (バージョン 12 以上)
ディスプレイ	約 4 インチ TFT 液晶 (強化ガラス) 以上
バッテリー容量	4,250mAh 以上
メモリ (RAM)	3GB 以上
メモリ (ROM)	32GB 以上
Bluetooth	バージョン 5.1 以上
カメラ	端末前面、端末背面にそれぞれ 1 つ以上搭載
防水機能	IPX5 (水流)、IPX8 (水没) と同程度
防塵機能	IP6X と同程度
外部接続	USB Type-C、イヤホンジャック (3.5mm) 対応
対応通信規格	5G、4G、LTE、Wi-Fi (IEEE802.11a/b/g/n/ac)
バッテリー	利用者にてバッテリーの交換ができること
付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備バッテリー ・ 卓上ホルダ ・ AC アダプター及びケーブル ・ ネックストラップ
その他	<p>・ 公共安全モバイルシステムに準拠した通信回線の利用が可能であり、導入実績を有す、または動作確認が実施されており、国産のもの。</p>
参考品	<p>京セラ株式会社 KC-S703 (DuraForce EX)</p> <p>モバイルクリエイイト株式会社 IM-560</p> <p>参考品と同等以上の性能を有する機種</p>